

中小企業融資制度(随時申請可)

産業部商工課
0225-95-1111(内線3523)

事業の内容

事業目的・概要

市内中小企業者の皆さんに、融資のあっせんを行っています(間接融資)。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

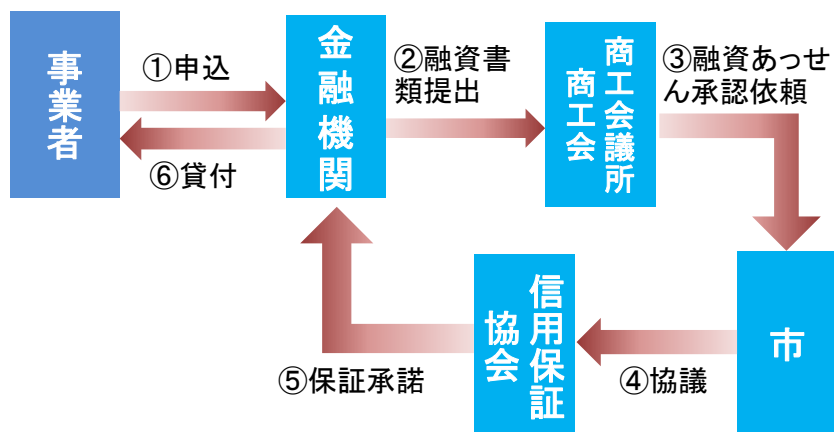
対象者

一般枠・災害関連枠共通

- ・市内に事業所又は店舗を有する法人や市内に居住する個人で、かつ市内で事業を営んでおり、事業内容が堅実な方
- ・現在小企業小口融資を借入れ中でない方
- ・保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない方
- ・市税及び国民健康保険を完納し、かつ、債務の全部を返済できると認められる方

災害関連枠のみ

- ・東日本大震災の影響により、市長から経営の安定に支障が生じていることについての認定を受けている方(間接被害)又は被災証明書の交付を受けている方(直接被害)



事業イメージ

一般枠

- 《資金用途》 運転資金、設備資金、運転資金及び設備資金の併用
※設備資金において、土地のみの購入や、営業車両以外の乗用車の購入は利用不可
- 《貸付限度額》 1企業2,000万円以内
- 《償還期間》 運転/7年以内、設備/10年以内、併用/7年以内(据置1年以内)
- 《貸付利率》 1年以内のもの 1.8%、1年を超えるもの 2.0%
- 《連帯保証人》
宮城県内に居住し市町村税及び国民健康保険税を完納し、弁済力のある方
(1)法人の場合は、当該法人の代表者個人(ただし、宮城県信用保証協会及び取扱金融機関が認める場合はこの限りではない。)
(2)個人の場合は、原則として不要
※経営者保証ガイドライン「対応保証制度の取扱いによる。
- 《信用保証》
宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要があります。
※保証料50%を市が補給します。

災害関連枠

- 《資金用途》 運転資金、設備資金、運転資金及び設備資金の併用
※設備資金において、土地のみの購入や、営業車両以外の乗用車の購入は利用不可
- 《貸付限度額》 1企業1,000万円以内
- 《償還期間》 10年以内(据置2年以内)
- 《貸付利率》 1.5%
- 《連帯保証人》
宮城県内に居住し市町村税及び国民健康保険税を完納し、弁済力のある方
(1)法人の場合は、当該法人の代表者個人(ただし、宮城県信用保証協会及び取扱金融機関が認める場合はこの限りではない。)
(2)個人の場合は、原則として不要
※経営者保証ガイドライン「対応保証制度の取扱いによる。
- 《信用保証》
宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要があります。
※保証料50%を市が補給します。
※直接被害に限り利子の100%を市が補給します(3年に限る)。

注意

対象とならない業種

農業、林業、漁業、社会保険・社会福祉事業、金融業、娯楽業、政治・経済・文化団体、食事の提供を主目的としない飲食店